

平成18年2月27日  
文 部 科 学 省

## 高等学校 福祉科について

### 1. 教科「福祉」

#### (1) 教科「福祉」創設の経緯

【資料1】

- ①理科教育及び産業教育審議会答申（昭和60年2月19日）
- ②理科教育及び産業教育審議会答申（平成10年7月23日）
- ③教育課程審議会答申（平成10年7月29日）

#### ※《抜 粋》

- ・「国民の福祉に対する多様なニーズにこたえるため、福祉関連業務に従事する人材を育成する「福祉科」などの設置について、地域の実情等も踏まえながら検討を行っていく必要がある。」
- ・「高齢者や障害のある人々等へのよりきめ細かな介護サービスに対応できる専門的な知識・技術を有する人材の育成と確保が不可欠」
- ・「これらの人材の育成を促進するため、専門教育に関する教科「福祉」を設けることとする。」
- ・「各学校においては、地域の実情や生徒の進路希望等に応じて、介護福祉士、ホームヘルパー等の福祉関連職業資格の取得や大学等への進学に対応した弾力的な教育課程を編成するように工夫する必要がある。」

#### (2) 高等学校学習指導要領（文部科学省告示）

【資料2】

- ①全面改訂（平成11年3月29日）  
※教科「福祉」を新たに創設
- ②年次進行により段階的に適用（平成15年4月1日）  
※平成17年度で完成
- ③教科の目標（高等学校学習指導要領抜粋）

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。

### 2. 高等学校と高等学校福祉科

【資料3】

#### (1) 学校数及び生徒数

（平成17年5月1日現在 学校基本調査）

- ①高校全体 学校数：5,418校 生徒数：3,596,820人
- ②福祉科 学校数：68校 生徒数：7,574人

#### (2) 介護福祉士国家試験受験可能校及び在籍生徒数

（平成17年5月1日現在 指導主事会議提出資料）

- ①学校数：187校
- ②生徒数：20,083人

#### (3) 介護福祉士国家試験受験及び合格状況一覧

#### (4) 福祉系高等学校における受験要件と実際の指導時間数

### 3. その他関連施策

【資料4】

#### (1) 施設設備の整備

高等学校福祉科に必要な施設設備についての国の財政支援

#### (2) 高等学校福祉科の教員養成と確保（平成17年度現在）

- ①187大学において教員養成
- ②採用試験実施数（公立）22府県

#### (3) 教科書の作成

### 4. 資料

【資料5】

新聞記事等、日本の学校系統図、学校教育法（抄）、各学校段階における進路状況

## ○教科「福祉」創設の経緯

【資料1】

### 理科教育及び産業教育審議会答申（抜粋）

（「高等学校における今後の職業教育の在り方について」）

昭和60年2月19日

#### I 高等学校における今後の職業教育の在り方について

##### 2 職業学科の改善・充実

##### （3）今後新設が適当とされる学科の例

経済社会の変化等に適切に応ずる職業教育を実施するためには、単なる教育内容の改善・充実だけでなく、新しい学科を設置した方が効果的である場合もあろう。

～（略）～

あるいは国民の福祉に対する多様なニーズにこたえるため、福祉関連業務に従事する人材を育成する「福祉科」などの設置について、地域の実情等も踏まえながら検討を行っていく必要がある。

産業教育の改善に関する調査研究「福祉科について」（抜粋）

文部省初等中等教育局：昭和62年6月15日

産業教育の改善に関する調査研究協力者を委嘱し「職業学科の改善・充実」グループの「福祉科部会」で具体的な調査研究を行い、「福祉科として、専門的な職業人の養成を目指すタイプと社会福祉関係の高等教育機関への進学を目指すタイプ」「科目の種類・内容」などを示し福祉科設置の具体的提言している。

### 理科教育及び産業教育審議会答申（抜粋）

（「今後の専門高校における教育の在り方等について」）

平成10年7月23日

#### III 専門高校における教育の改善・充実の具体的方策

##### 2 新教科「情報」「福祉」の創設について

##### （2）教科「福祉」について

（教科「福祉」の必要性）

近年、生活水準の向上に伴う健康への関心の高まりや生活様式・意識の変化により、国民の福祉ニーズは高度化、多様化するとともに、著しく増大しており、高齢者や障害者等へのよりきめ細かな介護サービスに対応できる専門的な知識や技術を有する人材の育成と確保が不可欠となっている。

例えば、我が国の高齢化は、少子化の進展とあいまって急速に進んでおり、それへの対応は大きな課題となっている。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（中位推計）によれば、平成7年現在14.6%である65歳以上の者の割合は、平成18（2006）年には20.2%、平成27（2015）年には、25.2%となり、4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎える。それとともに、介護を要する高齢者も急増し、その数は、平成5年の200万人から、平成12（2000）年の280万人、平成37（2025）年には520万人に達するものと見込まれている（厚生省「国民生活基礎調査」等より推計）。

中央教育審議会の第二次答申においても指摘されているとおり、このような超高齢社会においては、高齢者を思いやる気持ちやいたわる気持ちなど、豊かな人間性を育む教育が一層重要となると同時に、これら高齢者、とりわけ要介護高齢者の自立を支援する能力や技術を持った人材を育成する必要性も高まっている。

また、障害者についても、政府全体として総合的・計画的な取組が進められており、その重点施策実施計画である「障害者プラン」においても、障害者の社会的自立を促すとともに、介護サービスの充実のための人材の育成を図ることとされている。

こうしたことから、福祉関連業務に従事する者に必要な社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、社会福祉の理念と意義の理解、社会福祉の増進に寄与する能力と態度の育成に関する教育体制を充実し、これらの人材の育成を促進するため、専門教育に関する教科「福祉」を新たに設ける必要がある。

～（略）～

（卒業後の進路と資格等）

卒業後の進路については、高齢者や障害者の福祉施設、在宅介護サービス等の福祉関連施設・産業、病院、児童福祉施設、盲・聾・養護学校等への就職、大学・短期大学等の社会福祉、保育、看護等の学部・学科、専門学校等への進学が考えられる。

各学校においては、地域の実情や生徒の進路希望等に応じて、介護福祉士、ホームヘルパー等の福祉関連職業資格等の取得や大学等進学に対応した弾力的な教育課程を編成するように工夫する必要がある。

なお、指導に当たっては、障害者や障害者福祉に対する理解を深めるため、専門高校と盲・聾・養護学校との相互の連携を図ることも重要である。

## 教育課程審議会答申（抜粋）

（「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」）

平成10年7月29日

### I 教育課程の基準の改善の方針

#### 4 各教科・科目等の内容

##### xiii) 専門教育に関する各教科・科目

##### ア 職業に関する各教科・科目

##### （キ）福祉

近年、生活水準の向上に伴う健康への関心の高まりや生活様式・意識の変化により、国民の福祉ニーズは高度化、多様化するとともに、著しく増大しており、高齢者や障害のある人々等へのよりきめ細かな介護サービスに対応できる専門的な知識・技術を有する人材の育成と確保が不可欠となっている。

障害のある人々に対する社会的自立を支援する取組は、政府全体として総合的・計画的に進められており、その重点施策実施計画である「障害者プラン」においては、介護サービスの充実のための人材育成を図ることが極めて重要な課題となっている。また、中央教育審議会の第二次答申においても指摘されているとおり、高齢社会においては、高齢者を思いやる気持ちやいたわる気持ちなど、豊かな人間性をはぐくむ教育が一層重要となると同時に、これら高齢者、障害のある人々、とりわけ要介護高齢者の自立を支援する能力や技能をもった人材を育成する必要性も一層高いものとなっている。

こうした状況を踏まえ、福祉関連業務に従事する者に必要な社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、社会福祉の理念と意義の理解、社会福祉の増進に寄与する能力と態度の育成に関する教育体制を充実し、これらの人材の育成を促進するため、専門教育に関する教科「福祉」を設けることとする。

～（略）～

卒業後の進路については、高齢者や身体障害者等の福祉施設、在宅介護サービス等の福祉関連施設・産業、病院、児童福祉施設、盲学校・聾学校・養護学校等への就職、大学・短期大学等の社会福祉、保育、看護等の学部・学科、専門学校等への進学が考えられる。

各学校においては、地域の実情や生徒の進路希望等に応じて、介護福祉士、ホームヘルパー等の福祉関連職業資格の取得や大学等への進学に対応した弾力的な教育課程を編成するように工夫する必要がある。

# ○高等学校学習指導要領

【資料2】

## 高等学校学習指導要領 (抄)

平成11年 3月 告示  
平成14年 5月 一部改正  
平成15年 4月 一部改正  
平成15年12月 一部改正

文部科学省

### 第3章 専門教育に関する各教科

#### 第8節 福祉

##### 第1款 目標

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。

##### 第2款 各科目

###### 第1 社会福祉基礎

###### 1 目標

社会福祉に関する基礎的な知識を習得させ、現代社会における社会福祉の意義や役割を理解させるとともに、社会福祉の向上を図る能力と態度を育てる。

###### 2 内容

- (1) 現代社会と社会福祉
  - ア 社会構造の変容と社会福祉
  - イ ライフサイクルと社会福祉
- (2) 社会福祉の理念と意義
  - ア 自立生活支援と社会福祉
  - イ 社会福祉の理念
- (3) 社会福祉の歴史
  - ア 欧米における社会福祉
  - イ 日本における社会福祉
- (4) 社会福祉分野の現状と課題
  - ア 公的扶助
  - イ 児童家庭福祉
  - ウ 高齢者・障害者福祉
  - エ 地域福祉
- (5) 社会福祉の担い手と福祉社会への展望

###### 3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
  - ア 内容の(1)から(3)までについては、日常生活に社会福祉が深くかかわっていることについて理解させ、社会福祉の全体をとらえさせること。

イ 内容の(5)については、特に、人間の尊厳についての理解に重点を置くとともに、社会福祉に関する学習の基本的な心構えを身に付けさせるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のアについては、社会構造の変容について概観させ、家族形態や生活構造の変容と社会福祉とのかかわりの概要を扱うこと。イについては、ライフサイクルのモデルケースを用いて人の一生と社会福祉とのかかわりについて理解させること。

イ 内容の(2)のアについては、自立生活支援の視点から基本的な社会福祉サービスを扱うこと。イについては、社会保障を中心に扱い、社会福祉の理念について理解させること。

ウ 内容の(3)のアについては、英国における社会福祉の発展の概要を中心に扱うこととし、アメリカ合衆国やスウェーデンなどにおける歴史的展開についても触れること。イについては、日本における歴史的展開について具体的に理解させること。

エ 内容の(4)については、各分野ごとに、制度が生まれてきた社会的背景、理念、現状と課題などについて考えさせること。

オ 内容の(5)については、福祉社会を創造していくためには、社会福祉従事者だけでなく、相互扶助の精神に基づいた国民一人一人の意識変革が必要であることについて理解させること。

## 第2 社会福祉制度

### 1 目 標

社会福祉の法制度、社会福祉施設、社会福祉サービスなどに関する知識を習得させ、社会福祉の現状を理解させるとともに、社会福祉サービスの向上を図る能力と態度を育てる。

### 2 内 容

#### (1) 社会福祉の法と制度

ア 社会福祉に関する基本的な法と社会福祉サービス

イ 社会福祉行政の組織とその財源

#### (2) 高齢者・障害者の福祉

ア 高齢者福祉と社会福祉サービス

イ 障害者福祉と社会福祉サービス

(3) 児童家庭福祉

(4) 社会福祉関連施策

ア 社会保険制度

イ 社会福祉関連サービス

ウ その他の公共施策

(5) 社会福祉施設

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、身近な地域の実状を把握させ、全国的な制度と各地域の制度及びサービスの実態とを対比させながら社会福祉の法体系及びサービスの種類と体系の概要について理解させること。

イ 内容の(5)については、地域の施設を訪問し、施設利用者のプライバシーに配慮しつつ、生活実態やサービス内容などについて調査する機会を設けるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、公的扶助を含む社会福祉に関する基本的な法規に基づき、社会福祉の法理念と制度の概要を扱い、社会福祉サービスの多元化と非営利団体の活動などに触れること。

イ 内容の(2)及び(3)については、具体的な施策や統計資料などを取り上げ、社会福祉制度の現状について理解させること。また、(3)については、関連する母子保健制度についても触れること。

ウ 内容の(4)のアについては、医療保険制度、公的年金保険制度、介護保険制度などを扱うこと。イについては、社会福祉に関連する教育施策、住宅施策、労働施策などの概要を扱うこと。ウについては、サービス利用者の保護に関する施策を扱うこと。

エ 内容の(5)については、社会福祉施設が果たしてきた歴史的な役割と現在求められている役割について理解させ、施設の在り方と行政との関係について考えさせること。

## 第3 社会福祉援助技術

### 1 目 標

対人援助に関する知識と技術を習得させ、社会福祉援助活動に活用する能力と態度を育てる。



社会福祉サービス利用者のプライバシーや人権の尊重を基盤とする介護従事者の専門性と基本姿勢について理解させること。

イ 内容の(2)のアについては、高齢者の生活への援助としての介護技術を総合的に扱うこと。イについては、身体的機能低下と心理的影響を踏まえた高齢者介護の特質について理解させること。

ウ 内容の(3)のアについては、障害者の生活への援助としての介護技術を総合的に扱うこと。イについては、主な機能障害と心理的影響を踏まえた障害者介護の特質について理解させること。

エ 内容の(4)のアについては、生活における自己決定の意義や生活の質の向上が求められていることなどに関連させて、自立生活の概念について理解させること。イについては、自立生活を目指した援助の理論と実際について理解させること。また、リハビリテーションの概要を扱うこと。

オ 内容の(5)のアについては、地域生活を支える保健・医療・福祉関係諸機関の機能と役割を扱うこと。イについては、在宅サービスと施設サービスの特性について理解させ、その一元化を目指した取組などを扱うこと。

## 第5 社会福祉実習

### 1 目 標

介護等に関する体験的な学習を通して、総合的な知識と技術を習得させ、社会福祉の向上を図る実践的な能力と態度を育てる。

### 2 内 容

#### (1) 介護技術の基本と実際

ア 日常生活の理解

ウ 環境の整え方

オ 排泄の援助

キ 衣服着脱の援助

ケ 福祉用具の活用

#### (2) 高齢者と障害者の介護

ア 高齢者の介護

#### (3) 社会福祉現場実習

ア 意義と目的

ウ 現場実習の実際

イ 基本的介護技術

エ 食事の援助

カ 清潔の援助

ク 運動、移動の援助

イ 障害者の介護

イ オリエンテーション

エ 反省、記録

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(3)については、社会福祉サービス利用者や施設職員などとの適切な人間関係の構築と事故防止や保健衛生に関する指導に十分留意すること。また、現場実習の効果を高めるよう、事前及び事後の指導を適切に行うこと。ウについては、高齢者の施設だけでなく、身体障害者、知的障害者、精神障害者の施設など多様な場所での実習が可能となるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、社会福祉サービス利用者の心身の状態に応じた介護の展開過程を扱うこと。ケについては、日常生活で多く使用されている機器を扱うこと。

イ 内容の(2)については、高齢者や障害者の心身の状態に応じた日常生活における介護を扱うこと。

ウ 内容の(3)のイについては、施設の概要や主な業務内容などを扱うこと。

## 第6 社会福祉演習

### 1 目 標

課題研究や事例研究などの学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

### 2 内 容

(1) 調査、研究

(2) 事例研究

(3) ケアプラン

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(3)までのの中から、個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(3)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。

イ 内容の(3)については、社会福祉サービス利用者を想定し、その人にふさわしい自立生活支援の過程を考えて、ケアプランを作成させること。



## 第7 福祉情報処理

### 1 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、福祉の各分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

### 2 内 容

#### (1) 高度情報通信社会と福祉サービス

ア 高度情報通信社会

イ コンピュータの利用分野と福祉サービス

ウ 情報モラルとセキュリティ

#### (2) コンピュータの仕組みと活用

ア コンピュータの仕組み

イ コンピュータによる情報処理

#### (3) 福祉サービスとコンピュータの活用

ア 情報の収集、処理、発信

イ 福祉サービスの各分野におけるコンピュータの活用

ウ コンピュータを活用した高齢者・障害者の自立生活支援

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)及び(3)については、実習を中心として扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)のア及びイについては、高度情報通信社会における生活の変化と、福祉サービスにおけるコンピュータの役割や利用状況について具体的な事例を通して理解させること。ウについては、個人のプライバシーや著作権の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について理解させること。

イ 内容の(2)のイについては、生徒の実態等に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。

ウ 内容の(3)のアについては、情報機器や情報通信ネットワークを利用して

情報の収集、処理、発信ができるようにすること。イについては、福祉サービスの中でコンピュータシステム化されたサービスや情報の活用法を扱うこと。ウについては、コンピュータを活用した自立生活支援の方法について具体的に理解させること。

## 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 福祉に関する各学科においては、「社会福祉基礎」及び「社会福祉演習」を原則としてすべての生徒に履修させること。

(2) 福祉に関する各学科においては、原則として福祉に関する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当すること。

(3) 地域や福祉施設、産業界などとの連携を図り、就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 「社会福祉実習」や「社会福祉演習」における現場実習及び具体的な事例の研究やケアプラン作成に際しては、プライバシーの保護に十分留意すること。

(2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

(3) 各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず、指導することができること。

3 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、福祉機器などの取扱いには十分な注意を払わせ、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。